

勝者のフットワーク in 舎人塾

テニススクール規約

平成 30 年 9 月 01 日改定

第一条（名称）

本テニススクール（以下本スクールという）は、勝者のフットワーク in 舎人塾と称します。

第二条（運営）

本スクールは、株式会社 SystemG Tennis が管理・運営を行います。

第三条（目的）

本スクールのメソッドを用いて、会員が心身の健康の維持及び技術の向上により、テニスに対する新たな可能性を見出すことを目的とします。

第四条（入会資格）

- 1.本スクールの会員は以下の項目に該当する方とします。
- 2.本スクールの規約その他当社の定める諸規定を遵守される方。
- 3.本スクールのメソッドに沿ってレッスンに参加していただける方。
- 4.医師等により運動を禁じられていない方。
- 5.会員の資格は入会者本人のみとし、未成年者の場合は親権者が本規約に基づく責任を本人と連帯して負う事とします。
- 6.原則として、期の一週目より入会可とします。期の途中入会の場合は、一期分の受講料を支払い、未消化分は振り替えを取ることができます。

第五条（入会金及び受講料）

- 1.一般コースに入会の場合、入会金・受講料は当社が別に定める金額とし、一旦支払われた入会金・受講料は理由の如何を問わずこれを返還しません。
- 2.一般コースの会員は、入会後定められた手続きをもって退会するまでは每期指定の会費を支払わなくてはなりません。フレックスコースの会員については 4 枚 1 セットのチケットを随時購入できます。
- 3.受講料は原則、口座振替とし、口座振替ができない場合は銀行振り込み（振り込み手数料自己負担）とする。

第六条（レッスン形態）

●一般コース

同曜日、同クラスで週一回、一期 4 回を受講していただくレッスンです。

ご希望の所属クラスをお選びください。

B コート・リクエストクラスにつきましては、開講前月の第四月曜日までに、2 名以上のレギュラー会員の所属が見込めた場合、開講いたします。

●フレックスコース

3ヶ月内に4回自由にレッスンをお選びいただけるコースです。

●エクストラレッスン

一般コースの方が1レッスン単位で追加受講していただけます。

その他、プライベートレッスンがございます。詳細はスタッフまでお問い合わせください。

第七条（定員）

レッスンは1クラス定員6名までとし、クラスが定員に達した場合、振替枠として2名 最大8名までのレッスンとなります。

第八条（レッスン振替え）

ご都合の悪い場合には、ご希望のクラスに振替えてレッスンを受けることができます。自己都合による欠席の振り替え消化期限はその期を含まない6期内とします。ただし、枠に空きがない場合は振替えできない場合があります。

一度予約された振替は、変更できないものとします。やむをえず参加できない場合は消化とさせていただきます。

第九条（欠席連絡）

お休みされる場合はレッスンの開始1時間前までにメール又は、お電話であれば平日13:00～16:00の間にてお手続きください。ご連絡がない場合、欠席となり振り替えがお使いいただけなくなりますのでご了承ください。自己都合による欠席の振り替え消化期限はその期を含まない6期内とします。

第十条（雨天中止）

雨天中止の決定はレッスン開始1時間前に行います。お電話又は、HP 掲示板にてご確認ください。

レッスン途中に雨天による中止は開始1時間経過後レッスン成立、それ以前は振り替え対象となります。

雨天による振り替え消化期限はその期を含まない6期以内とします。

一度予約された振替は、変更できないものとします。やむをえず参加できない場合は消化とさせていただきます。

第十一条（クラス変更）

受講クラスの変更をされる場合には、変更届を提出してください。ただし、変更先クラスに空きがない場合は変更できないことがあります。

第十二条（複数クラス受講）

複数クラス受講の方に2受講目から50%OFF とさせていただきます。

第十三条（休会）

休会の場合は所定の休会届けを休会される前月の 10 日までにご提出ください。休会期間は 1 ヶ月です。休会費として 1 クラスにつき ¥1,000 をいただきます。休会期間を過ぎますと、自動的に通常月会費の引き落としとなります。引き続き休会の場合は再度休会届けをご提出ください。休会中は振替チケットでの受講はできません。また、休会期間の振替チケットの有効期限延長はありません。

第十四条（除名）

次の各項のいずれかに該当する方は除名できるものとします。

- ・ 禁止事項に該当する行為
- ・ 本規約、本スクールの定める規則に違反した場合

第十五条（退会手続き）

本スクールは一期 4 回のレッスンとなっておりますので、途中での退会はできません。退会される場合は、退会される前月の 10 日まで所定の退会届に必要事項を記入のうえご提出ください。退会にて会員資格を失うものとします。

第十六条（保険）

会員は入会と同時に、スポーツ保険に加入していただきます。

保険に要する費用は本スクールが負担いたします。

第十七条（事故の補償）

本スクールレッスン内の事故の補償及び責任は加入する保険の規約通りといたします。

第十八条（会員の事故）

本スクールは会員及び第三者の傷病、盗難、損害等の事故について一切責任を負わないものとします。

第十九条（禁止事項）

- ・ 本スクールの名誉、利益を害する行為
- ・ 本スクールの秩序、風紀を乱す行為
- ・ 危険を及ぼす行為

第二十条（閉鎖）

本スクールは天災、社会情勢、その他スクールの継続を困難とする理由により、スクールを閉鎖することがあります。

第二十一条（改正及び補則）

本スクールは、随時本規約を改正、改定することができ、本規約に定めない事項について細則を定めることができます。

平成 23 年 3 月 11 日改正

2018/02/14 第六条 第七条 第八条 第十五条改定

2018/07/01 第五条 第八条改定